

# 奈良県総合リハビリテーションセンター 院内感染対策指針

## 第1 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など奈良県総合リハビリテーションセンター（以下「リハビリセンター」という。）における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

## 第2 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療機関にとって、医療の安全対策上、及び患者サービスの質を保つ上に、重要である。

院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

## 第3 院内感染対策のための組織及び体制

### (1) 院内感染防止対策委員会

院内感染対策に関するリハビリセンター内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、リハビリセンター内の組織横断的な院内感染防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (2) 感染対策チーム（ICT）

リハビリセンター内において具体的かつ実践的に院内感染対策を実行する実務組織として、感染対策チームを置く。

感染防止対策に必要な知識及び技能を有する職員を委員会の委員長（以下、単に「委員長」という。）が指名する。

## 第4 院内感染対策のための職員研修

(1) 院内感染対策のための基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。

(2) 職員研修は、年2回程度定期的に全職員を対象に開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(3) 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

## 第5 院内感染発生時の対応

(1) 院内感染を予防するため、院内感染レポート（各種細菌の検出状況と薬剤感受性成績）

を月1回作成し、委員会で再確認すると同時に、スタッフへの情報供給を図る。

- (2) 職員は、院内感染発生を疑われる事例が発生した場合には、主治医、病棟看護師長を通じて、委員長に通報する。

委員長は、詳細の把握に努め、必要な場合にはICT、専門家の招集を行い、又は委員会を開催する。また、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

- (3) 報告の義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。
- (4) HIV感染症については、奈良県立医科大学附属病院感染症センターに連絡し、指示に従う。

## 第6 院内感染対策マニュアルの整備

- (1) 院内感染対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。
- (2) 各感染症発症に対する初動体制は、院内感染対策マニュアルの記載に従う。

## 第7 患者への情報提供と説明

- (1) 本指針は、ホームページに掲載するなど患者又は家族が閲覧できるようにする。
- (2) 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。